

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1095	10951010	エネルギーとサービスの一括調達	電力、ガスなどのエネルギー調達とESCOサービスの調達を一括して、新たな役務調達する制度を提案する。場合によっては水の調達も含み、一括調達する方法も有効と考えられる。	ESCO事業者が電力、ガスの需給契約を結び、電力についてはそのまま、ガスについては熱・電力に転換しこれを他の最終需要家に供給する方法である。具体的には以下に示すとおりである。 ESCO事業者が国の施設とエネルギー管理契約を含むESCOサービス契約を結び、ESCO事業者が電力、ガス会社と需給契約を結び、供給された電力、ガスを最終需要家となる施設に供給する。この際、ガスの場合は熱・発電した電力等の供給を行う。国は光熱費予算と同額あるいはこれを若干下回る金額を、新たな役務調達として予算計上し、この予算の範囲でESCO事業者に電力、熱の使用料を含む、ESCO事業のサービス料を支払う契約を結び、この場合のESCOサービス料金のほとんどはエネルギー調達に必要な金額となり、また、ESCO事業は新たな財政負担を強いるものではないことから、調達の方法も従来のエネルギー調達の方法に類似した手法を用いることの可能性があるものと考えられ、これが実現した場合には大幅な手続きの簡略化が可能である。	ESCO事業では、光熱水費が削減されると同時に、ESCO事業者へのサービス料金の支払いが発生する。同時に、パフォーマンス契約を締結することから、光熱水費の削減額でサービス料金を賄うことが可能である。現状の制度では、両者の費目が異なり、サービス料金に関する予算要求から始まる、様々な手続きが必要である。同時に発注者があらかじめ価格を設定することはESCO事業調達の場合には、最適な手法になるとは限らない。この際に生じる発注者の最大のリスクは、発注者が想定する内容よりも、上限価格あるいは予定価格は上回るものの、削減額も大きく、収益性、省エネルギー性で上回る提案を受け付けることができなくなる点にある。一括調達を行うには、従来の光熱費支出の範囲で全てを賄うことが絶対条件であるが、これを行う利点には以下が考えられる。各施設の担当者が機動的に事業を計画・実施することが可能。予算要求の総額を従来の光熱費支出上限として計上することで、予算要求に要する手続きを簡略化することができる。予定以上の省エネ効果が実現した際の利益の分配を公平に行うことが可能。現在のESCO事業では光熱費とESCOサービス料金の予算の移用ができないことから、減少した光熱費予算の中で気象変動などによる光熱費変動リスクが懸念されていたがこのリスクを回避することができる。この方式は、これまで行ってきたエネルギー調達ではなく、空調、照明、動力、省エネルギー等、実際の業務に直接必要な資源を一括して調達する考え方である。重要なのはESCO事業の場合、新たな財政負担を伴うことなくこれが実現可能である点にある。	東京都	ESCO推進協議会	国の施設におけるESCO事業調達の規制緩和に関する提案	ESCO事業の政府建物への効果的な導入を促進することを目的に、電力、ガス、用水などのエネルギー・水調達と、省エネルギー改修工事を含む省エネルギーサービス調達を一括調達する新たな役務調達方法の制度化を提案する。同時に、省エネルギー改修による経費削減分の予算を省エネルギーへの再投資予算として確保することで、政府建物の省エネルギー促進を実現することを提案する。
1095	10951020	省エネルギー改修の経費削減分予算の移用について	省エネ改修の経費削減分を、省エネルギーへの再投資に回すことで、より一層の省エネルギー促進を図るべきである。	省エネルギー改修により削減される光熱水費予算を、省エネルギーへの再投資用予算として認め(予算の移用を認め)、省エネルギー改修を加速させる必要がある。また、同時に当該担当部署が、削減された予算の一部を当該部署が一定の条件で優先的に支出できることを可能にすることにより、当該部署の省エネルギー推進への動機付けを行い、省エネルギーの一層の加速を促す。	予算の移用は国の場合は財政法第32条及び33条により認められていない。予算の移用を可能にするためには予めその予算に関する国会の議決を取り、財務大臣と協議する必要がある。省エネルギー改修で実現する経費削減分は、費目が異なることから、光熱水費の削減を、新たな省エネルギー投資に還元することはできない。また、省エネルギー改修を計画・管理する側においては、経費削減を行った場合でも、光熱水費予算が削減されるのみで、省エネルギーを推進する動機付けは、他の方法で行う必要がある。省エネルギーをより一層推進する為には、削減金額の範囲で、新たな省エネルギーへの再投資の道を開くことは、非常に有効である。特に、経費削減分を翌年に持ち越し、ストックすることが可能である場合には、省エネルギー投資を確実に推進することになることから、非常に有効である。さらに、経費削減分の一定割合を、当該施設の管理者に予算配分することは、現場での省エネルギー努力をより一層引き出す上で有効である。	東京都	ESCO推進協議会	国の施設におけるESCO事業調達の規制緩和に関する提案	ESCO事業の政府建物への効果的な導入を促進することを目的に、電力、ガス、用水などのエネルギー・水調達と、省エネルギー改修工事を含む省エネルギーサービス調達を一括調達する新たな役務調達方法の制度化を提案する。同時に、省エネルギー改修による経費削減分の予算を省エネルギーへの再投資予算として確保することで、政府建物の省エネルギー促進を実現することを提案する。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1162	11621040	予算単年度主義の廃止	地方自治法で単年度とされている地方自治体の会計年度を複数年度予算に転換するとともに、評価に基づく決算を重視した予算管理を行う。このため、地方自治法第208条を「市町村の条例で定める。」に改正し、同法第210条に「又は条例の定めるところにより、一会計年度に執行した一切の収入及び支出は、すべて歳入歳出決算に編入しなければならない。」を加え、同法第211条第2項中「政令で定める。」を「条例で定める。」に改め、同法第212条及び第213条を削り、同法第214条中「継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか」を削り、同法第215条、第216条、第220条及び第233条中「」を「市町村の条例で定める。」に改める。	歳出の総額を抑制し、長期的な視点に立った政策的な予算配分を行う。	国では、複数年度予算のモデル事業の実施を全府省に拡大することとしている。これは、貴省が示す債務負担行為や繰越明許費制度の活用とは異なる本来の複数年度予算制度を導入するものである。現行の予算単年度主義は、後年度や将来を踏まえた計画的な予算管理のインセンティブが働く制度となっていないため、三位一体改革の趣旨を踏まえ、地方が自立するためにも、中長期的な視点に立った複数年度予算に転換し、予算の自己管理を行うことにより、国及び地方の歳出の総額を抑制することが可能となる。併せて、複数年度予算のモデル事業の実施状況を具体的に示していただきたい。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	真の地方分権を推進し、危機的財政状況や少子高齢社会、人口減少時代に対応するため、地域特性を活かした効率的かつ効果的な行政運営を行うため、地方の自主、自立の最大の障害である全国一律に規定されている市町村長の必置や教育委員会の必置規定の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方の解放を求める。
1114	11141010	特定農業者による濁酒の製造事業における使用する原料に関する規制の緩和	濁酒製造においては、「材料として米、麦、あわ、とうもろこし、ごりゃん、きび、ひえ、てんぷん若しくはこれらのこやし、米こやし又は清酒がす以外は使用してはならない」と財務省令で定められているが、それらに加えて黒大豆又は黒大豆粉を使用できるものとする。	特定農業者による濁酒の製造事業において、黒大豆(粉)を濁酒の原料として製造する。本市の特産の黒大豆を活かすことにより、本市独自の特色を活かすことができ、よりPR効果が高められる。	本地域内では、古くより特産作物として黒大豆の栽培が盛んであり、濁酒の製造対象作物として本地域の特産作物を利用し、特色ある取り組みを行うとした場合に、対象農産物を拡大することが必要である。	兵庫県	兵庫県 篠山市	丹波ささやまふるさと遊農楽農特区	丹波篠山ふるさと遊農楽農特区により、特定農業者による濁酒製造の特例措置を活かし、都市住民との交流による地域振興を進めているところ。 また本市には全国的に有名な「丹波黒大豆」が生産されており、濁酒の原料としてこの黒大豆を利用することにより、地域の特色を活かした濁酒の製造を行い、黒大豆のPRとそれを活用した特色ある食材の開発により交流人口の拡大を図る。 上記のため、濁酒製造の原料として黒大豆又は黒大豆粉を追加する。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1130	11301010	特定農業者による濁酒の製造事業における使用する原料に関する規制の緩和	濁酒製造においては、「材料として米、麦、あわ、とうもろこし、こりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす」以外は使用してはならない」と財務省令で定められているが、原料として新たに「そば」を使用できるものとする。	特定農業者による濁酒の製造事業において、そばを原料として濁酒を製造する。	グリーンツーリズム特区内においては、特産物としてのそばの生産が盛んで、約200haで作付けされている。収穫されたそばは、特区内各地で手打ちそばやそば粉を使った食事メニューとして提供されている。上記特定農業者においても、そばの作付けとその収穫物でそば打ち体験を提供しており、そばを原料とした独自の濁酒の製造・提供に意欲を示している。そこで、そばを脱穀したものを原料として使用することで、特色ある濁酒の製造を行い、そばの生産振興と都市農村交流の推進に役立てる。	兵庫県	兵庫県、豊岡市、香美町、浜坂町、温泉町	グリーンツーリズム特区構想	「グリーンツーリズム特区」として、兵庫県北部地域において、「特定農業者による濁酒の製造事業」等の特例措置を活用した取り組みを進めている。特区内においては、特産物としてのそばの生産が盛んであり、収穫されたそばは手打ちそばやそば粉を使った食事メニューとして提供されている。そばを脱穀したものを濁酒の原料として使用することで、特色ある濁酒の製造を行い、そばの生産振興と都市農村交流の推進に役立てるため、次の措置を提案する。濁酒製造の原料として、そばを追加する。
1306	13061010	特区番号707「特定農業者による濁酒の製造事業」における原料の追加	「特定農業者における濁酒の製造事業」において定める濁酒の定義について、原料となる特定物品(麦、あわ、とうもろこし、こりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいう。)に、「そば」を追加する。	濁酒の製造事業を行う中で、「そば」を原料とした濁酒を製造し提供することで、尾花沢らしい特色を活かしたおもてなしがより一層可能となります。	本年3月、「特定農業者による濁酒の製造事業」が本市において認められ、事業実施に向けた作業を進めているところがあります。そのような中、事業実施予定者の中に、そばを自ら生産し、そば屋を営んでいる方がおります。今後、さらに特色を活かし、魅力を高めるために、転作作物である「そば」を原料とした濁酒を製造し、尾花沢らしいおもてなしとして提供したいと考えています。しかしながら、現在の特区法で定める濁酒の定義に「そば」が含まれておらず、事業実施が不可能な状態であるため、濁酒の原料にそばを追加されるよう提案いたします。	山形県	山形県尾花沢市	雪国再生計画(濁酒の製造事業の拡大)	「特定農業者における濁酒の製造事業」において定める濁酒の定義について、原料となる特定物品(麦、あわ、とうもろこし、こりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいう。)に、「そば」を追加する。

プロジェクト管理番号	規制特別提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1042	10421010	しょうちゅうの製造免許許可の要件緩和	酒類の製造免許(しょうちゅう乙類)は、1年間の製造見込数量が10キロリットルに達しなくては受けることができないとされている。本市のような離島地域を想定した場合、その人口規模等から勘案し、基準を満たす消費及び販売は不可能であり、地域の特性等を考慮した面から、この数量規制を撤廃もしくは緩和する。	離島地域で構成される本市は農林水産業を基幹産業としているが、過疎化等の進行により低迷を余儀なくされている。地理的条件及び今日の経済情勢から企業誘致も望めない状況にあり、本地域の振興には農林水産業を活性化させる以外に方策はない。特に本市の農業は、甘藷及び麦を主要農作物としており、農業の再生には、この主要農作物の生産拡大を図る必要があり、本市を含む五島地域にない焼酎製造に着目し、その原料とすることで、必要とする製造量から遊休農地の再生や農業従事者の増加を図り農業の振興及び地域の活性化を図るものである。また、規制緩和による焼酎製造場の設置は、企業誘致・立地による雇用の確保を図るほか、都市と農山漁村の共生と対流、促進事業に活用するものである。	酒税法によれば、しょうちゅう乙類の場合、1年間の製造見込数量が10キロリットルとなっており、その基準設定は、採算性の可否の問題からとされている。小規模製造者の増加による税の保全等が問題とされているが、むしろ大口の製造者新設による他社への影響が大きいと思われる。本市は離島という特殊性から、消費の範囲もある程度限定され、既存の製造者(島外)への影響も少ないと思われる。地元消費や観光客等へのもてなし用、あるいは観光土産品としての販売等を主な目的としており、基準数量をあてはめることは不相当である。なお、税滞納の発生など酒税制度の根幹に影響を与えとの危険については、その経営に行政がある程度関与することで払拭される。	長崎県	長崎県五島市	五島産焼酎製造に伴う地域活性化構想	本市は、本土より約100km離れた五島列島に位置し、農林水産業を基幹産業としている。特に農業は、甘藷及び麦類を主要農作物としているが過疎化等により衰退している状況にある。離島という地理的条件から企業の進出も望めない状況の中で、地域を活性化するには基幹産業の振興以外に方法はなく、その一環として本市を含む五島列島地域にない焼酎製造に着目し、本市最大の特産物である甘藷及び麦類を原料とする五島産焼酎製造工場を設置しようとするものであり、そのための規制緩和を提案するものである。そのことにより基幹産業の活性化や企業誘致、雇用の確保、地産地消、観光振興など地域振興を図っていくものである。
1138	11381010	果実酒等の醸造の特例	<規制法律等> 酒税法 第7条第1項(酒類の製造免許)・第7条第2項第7号(果実酒類)・第10号(リキュール類) <規制緩和の内容> 農業の多角的経営に向けた農業者の取組み施設(直売所・農家レストラン)について、農家が自家で生産する新市の特産品(日本なし・西洋なし・ルレクチエ・藤五郎梅・ぶどう等)を用い、果実酒の醸造を行う施設にあっては、当該施設に対する酒類の製造免許については、果実酒類・リキュール類の最低製造数量基準を適用しない。(酒税法第7条第2項第7号果実酒類 6キロリットル、第10号リキュール類 6キロリットル) 酒税法第1項または、の特例の適用による製造免許を受けている製造場において、一般市民が果実酒類及びリキュール類の製造体験を行う場合には、当該一般市民に対して酒税法第1項の規定を適用しない。(酒税法第7条第1項・第2項第7号果実酒類 6キロリットル、第10号リキュール類 6キロリットル) <規制緩和による効果> 農家の多角的経営に資する施設(直売所・農家レストラン)の一層の魅力づくりを図る。都市と農村(農業)が共生する大農業都市である本市の魅力(都市型グリーンツーリズム)を存分に楽しみ味わってもらうとともに、これを地域農業の一層の振興につなげる。	<規制緩和の内容> 農業の多角的経営に向けた農業者の取組み施設(直売所・農家レストラン)について、農家が自家で生産する新市の特産品(日本なし・西洋なし・ルレクチエ・藤五郎梅・ぶどう等)を用い、果実酒の醸造を行う施設にあっては、当該施設に対する酒類の製造免許については、果実酒類・リキュール類の最低製造数量基準を適用しない。(酒税法第7条第2項第7号果実酒類 6キロリットル、第10号リキュール類 6キロリットル) 酒税法第1項または、の特例の適用による製造免許を受けている製造場において、一般市民が果実酒類及びリキュール類の製造体験を行う場合には、当該一般市民に対して酒税法第1項の規定を適用しない。(酒税法第7条第1項・第2項第7号果実酒類 6キロリットル、第10号リキュール類 6キロリットル) <規制緩和による効果> 農家の多角的経営に資する施設(直売所・農家レストラン)の一層の魅力づくりを図る。都市と農村(農業)が共生する大農業都市である本市の魅力(都市型グリーンツーリズム)を存分に楽しみ味わってもらうとともに、これを地域農業の一層の振興につなげる。	<現状規制の問題点> 酒類を醸造するためには、醸造する者(若しくは会社)と醸造場所を定めた製造免許を取得しなければならない。また、免許取得要件の1つに、酒類ごとに規定された年間最低製造数量以上に醸造する施設規模でなければ認められない。これにより、人口約80万人規模の都市でありながら、農業産出額・水田面積において、いくつかの都府県の規模をも超える全国随一の大農業都市である本市の都市型グリーンツーリズム(農家民宿ではなく、農家レストラン・直売所・農業(加工)体験施設等を中心とした都市・農村交流)における新しい展開(酒類の販売・飲酒の場の提供・醸造体験)の実現が困難となっている。なお、本市の公設の施設として、現在、都市と農業(農村)の交流施設として、「(仮称)食と花のいしがた交流センター」の建設を計画しており、その中で農業体験の1つとして、醸造体験も検討しているが、現行の法規制では、これも難しい。 <各府庁の懸念に対する解決方法> 「採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生、税務当局による実態把握困難による密造の横行」に対しては、醸造は免許制であり不特定多数が行うものではないため、捕捉は可能と考える。また、同特区の規制緩和において、酒税法に係るその他の規制は現状のままであり、その取組みに向けては多くの労力を要することから、意欲ある少数の農業者の取組みに限定される。	新潟県	新潟県新潟市	大農業都市特区構想:果実酒等の醸造の特例	農業の多角的経営に向けた農業者の取組み施設(直売所・農家レストラン)について、農家が自家で生産する本市の特産品(日本なし・西洋なし・ルレクチエ・藤五郎梅・ぶどう等)を用い、果実酒の醸造・販売や飲酒の場を提供したり、市民が果実酒の醸造体験を行うことにより、本市の農産物の魅力を存分に楽しみ味わってもらうとともに、これを市内外に発信し、地域農業の一層の振興につなげる。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1212	12121010	酒類の製造の免許要件の緩和	非営利事業として公共団体またはNPO法人が酒類を製造する場合には、必要最低製造数量の規定は適用しない。	<p>現行法では、酒税保全のため採算性が取れるか否かの観点から最低製造数量に制限が設けられているが、地域産農産物の消費拡大や、酒類製造技術の伝承などの地域振興の観点で事業を実施するもので、かつ非営利事業として公共団体またはNPO法人等が酒類を製造する場合には、必要最低製造数量の規定は適用しない。</p> <p>その場合、別途地域振興計画書の提出を義務づけるものとする。</p>	<p>地域産品の開発及びテスト販売を容易に実施できるようにすることにより、地場産農産物の消費拡大及び新規地場産業の育成を助長する。</p> <p>また、酒類製造技術の伝承の場合、観光資源の復活・維持を容易に実施できるようにすることにより、地域観光資源の確保が行えらるとともに、観光客増の一助となる。</p>	長野県	長野県	非営利団体等による酒類製造特区	<p>現行法では、酒税保全のため採算性が取れるか否かの観点から最低製造数量に制限が設けられているが、地域産農産物の消費拡大や、酒類製造技術の伝承などの地域振興の観点で事業を実施するもので、かつ非営利事業として公共団体またはNPO法人等が酒類を製造する場合には、必要最低製造数量の規定は適用しない。</p>
1284	12841010	果実酒製造最低制限の撤廃と簡易酒税制度の導入	酒税の簡易制度を導入し、果実酒製造の最低制限6キロリットルを撤廃する	<p>現行6キロリットル未満の果実酒製造は認められていない。酒税を治めるための製造管理業務も非常に煩雑なものとなっている。そこで、現行の最低制限未満の事業者に対する酒税は、一律現行最低税率を適用する。地ワインの製造免許(6キロリットル未満)は、2年間を限度とし、免許交付時に、酒税を事前納入させる。</p>	<p>農産物の生産だけでは高付加価値農業を営むことは難しい。生産した農産物を加工、高付加価値化する手段として、地ワインは魅力的である。現行の最低製造量未満の事業者には正式な免許を交付することにより、多くの地ワイン業者が生まれることが期待できる。地ワインは単価も高くできることから、その販売による税収アップも望める。地域の農業振興と地場産業の育成を図れる。</p>	東京都、長野県	日本ニュービジネス協議会連合会、(社)21世紀ニュービジネス協議会	簡易酒税導入による地ワイン製造プロジェクト	<p>現行のワインの製造最低制限である6キロリットルを撤廃し、地ワインの製造を奨励する。酒税に関しても、簡易課税制度を設け、最低酒税を納めると製造免許を受けられるようにすることにより、各地で地ワインなどの果実酒製造が盛んになり、地域振興に役立つ。</p>

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1012	10122030	農業再生事業	農家の自家農産物を利用した自家酒造の解禁による農業の再生	町内農業者(農林センサスで対象としている農業者に限る)の自家用農産物を使用した自家用の酒造(1人年間18を限度とする)については、酒税法第7条の製造免許を不要とする。	農業の喜びは、生産物の収穫と加工であり、昔から農家で行われてきた加工の代表的なものが酒造である。農家の酒造が解禁されることにより、農業の魅力が復活し、新規就農や農家減少に歯止めがかかる。	岩手県	岩手県金ケ崎町	金ケ崎町ヤングルネサンス計画	少子高齢化で硬直化している当町の地域再生には、若者の定住化による人口増加が不可欠である。このため、本計画においては子供を育てやすい環境整備による出生率の向上、若者が住みたい街づくりとしての商店街の変革、町人口の半分を占める重要な産業である農業の活性化、観光資源の整備等を通じて人口増加と地域再生を目指す。
1089	10891010	ウイスキー類ブランディー定義におけるグラッパ製造段階でのワサビ等の使用許可	ウイスキー類ブランディーの製造免許を取得しているが、ワイン製造の際の副生するブドウの絞り粕(グラッパ)から製造する。グラッパの製造原料に伊豆市特産のわさび、いちご、シタケ、桜の花等を使用し、着色、におい付け、味付けを行いたい。この当該行為により酒税法の定義では「スピリッツ」「リキュール」に相当するため新規にその酒類の製造免許が必要となる。当該行為のためにわざわざ「スピリッツ」「リキュール」製造の免許を取得しなければならず、その煩雑さがあり、かつ、6kl以上の生産要件クリヤが困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外により伊豆地方の農業振興の一助となる。	ウイスキー類ブランディーの製造免許を取得しているが、ワイン製造の際の副生するブドウの絞り粕(グラッパ)から製造する。グラッパの製造原料に伊豆市特産のわさび、いちご、シタケ、桜の花等を使用し、着色、におい付け、味付けを行いたい。この当該行為により酒税法の定義では「スピリッツ」「リキュール」に相当するため新規にその酒類の製造免許が必要となる。当該行為のためにわざわざ「スピリッツ」「リキュール」製造の免許を取得しなければならず、その煩雑さがあり、かつ、6kl以上の生産要件クリヤが困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外により伊豆地方の農業振興の一助となる。	酒税法における品目定義に関わる課題であるが、農業振興、地域振興に関わるテーマであり、見直しを検討して欲しい。	静岡県	日本ニュービネス協議会連合会	ウイスキー類ブランディー定義におけるグラッパ製造段階でのワサビ等の使用許可	ウイスキー類ブランディーの製造免許を取得しているが、ワイン製造の際の副生するブドウの絞り粕(グラッパ)から製造する。グラッパの製造原料に伊豆市特産のわさび、いちご、シタケ、桜の花等を使用し、着色、におい付け、味付けを行いたい。この当該行為により酒税法の定義では「スピリッツ」「リキュール」に相当するため新規にその酒類の製造免許が必要となる。当該行為のためにわざわざ「スピリッツ」「リキュール」製造の免許を取得しなければならず、その煩雑さがあり、かつ、6kl以上の生産要件クリヤが困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外により伊豆地方の農業振興の一助となる。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1223	12231020	裸麦による酒などの醸造許可の条件緩和	東温市は裸麦の生産量・品質において日本の産地です。裸麦の加工品として地元酒造会社に委託した裸麦による醸造許可	裸麦など穀物を使用した醸造酒製造条件・施設設置・販売許可等の緩和措置	食糧自給率向上の為に農産物の生産拡大も必要であるが販路・用途の開拓なども視野に入れた付加価値創造も必要である。その基本として地域消費者から支持される農産物加工品として裸麦など穀物を利用した醸造酒の製造です。酒には食事が付物です。関連農業ソフト産業(外食など)を育成し東温市を心豊かな食文化の街にしたいと考えます。	愛媛県	(有)ジェイ・ウィングファーム、(有)フォレストファーム、NPO法人TIES21えひめ	林畜耕連携協働農業による未活用バイオマス資源化と「東温ブランド」構築東温農業産業再生プロジェクト	都市計画法の用途制限の緩和、既存補助金利用施設のそれ以外の施設への転用使用緩和措置、裸麦による酒などの醸造許可の条件緩和、新規農業後継者受入支援措置、有畜鳥獣駆除の許可条件の緩和措置
1042	10421020	しょうちゅうの製造免許許可の要件緩和	しょうちゅう乙類に係る製造免許については、しょうちゅう製造者が企業合理化を図ることを目的とし、更に地域の特産物(米、麦、さつまいも、そば以外)を主原料とする場合のみ認められているが、本市のようなさつまいも、及び麦を主要農作物とする地域の特性が考慮されておらず、更に既存の製造者の企業合理化という目的に限定することは、事業参入機会を閉ざすこととなり、公平さに欠ける。地域の特性等を考慮し、主原料の制限及び製造場設置の条件を撤廃もしくは緩和する。	離島地域で構成される本市は農林水産業を基幹産業としているが、過疎化等の進行により低迷を余儀なくされている。地理的条件及び今日の経済情勢から企業誘致も望めない状況にあり本地域の振興には農林水産業を活性化するという以外に方策はない。特に本市の農業は、甘藷及び麦を主要農作物としており、農業の再生には、この主要農作物の生産拡大を図る必要があり、本市を含む五島地域にない焼酎製造に着目し、その原料とすることで、必要とする製造量から遊休農地の再生や農業従事者の増加を図り農業の振興及び地域の活性化を図るものである。また、規制緩和による焼酎製造場の設置は、企業誘致・立地による雇用の確保を図るほか、「都市と農山漁村の共生と対流、促進事業に活用するものである。	根拠法令等通達は、地域の特産物(米、麦、さつまいも、そば以外)を主原料し、かつ製造者の企業合理化を目的とした新設しか認められていない。本市の主要農作物はさつまいも、麦であり、農業の活性化、特に主要農作物の生産拡大を図ろうとする場合の障害となっている。また、離島という地理的条件から企業誘致策の拡大を検討しているが、単に企業の合理化を理由にすれば、進出希望のある企業にまで、制約を付けることになる。	長崎県	長崎県五島市	五島産焼酎製造に伴う地域活性化構想	本市は、本土より約100km離れた五島列島に位置し、農林水産業を基幹産業としている。特に農業は、甘藷及び麦類を主要農作物としているが過疎化等により衰退している状況にある。離島という地理的条件から企業の進出も望めない状況の中で、地域を活性化するには基幹産業の振興以外に方法はなく、その一環として本市を含む五島列島地域にない焼酎製造に着目し、本市最大の特産物である甘藷及び麦類を原料とする五島産焼酎製造工場を設置しようとするものであり、そのための規制緩和を提案するものである。そのことにより基幹産業の活性化や企業誘致、雇用の確保、地産地消、観光振興など地域振興を図っていくものである。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1044	10441010	焼酎の製造免許の要件緩和	新上五島町内の生産額の大半を占める農産物である「さつまいも」を利用し、焼酎の製造を行い、町と連携しながら特産品として地域の活性化を目指すため、酒税法および酒類行政関係法令解釈通達の特産品の注釈規定から「さつまいも」を除外する特区として新上五島町を認定し、販売先が当該地域に限定されていると認められる場合の免許付与を可能にし、町内の焼酎の製造販売を行えるようにする。	地域経済の再生と発展の鍵となり、地域企業の体質強化や利益増大を目指す。有志が共同で農業分野への参画を図り、「焼酎原料としてのさつまいも生産」を核とする農業生産法人を設立し、地域ブランドとしてのさつまいも等、農産物生産と流通を行い、最終的に町内に焼酎工場の誘致・設立を推進し、地場産業の起業発展を目指す。新上五島町内では、耕作地の減少・荒廃化が進んでいる。これらを解消し農地の集積・有効利用をする。特産品作物の地産地消で、学校給食への利用により安全な食品で食育を実施する。農業の担い手確保のため就農者育成事業として農業体験等を行う。異業種法人・個人の新規農業参入を可能にすることで周年の安定雇用を確保する。町役場・地元NPOと協力し、イベントを企画開催しながら、体験型グリーンツーリズム等観光客をを誘致し、PRを進めながら事業の促進を図る。	新上五島町では、特産品としての「さつまいも」が町内の農産物の第一位を占め、なおかつ他の農産物生産額が低い。(他に代表的な農産物がない。) また、これまでも「かんころ」等の生産実績がある。遊休農地の解消・雇用の増大、地域振興を目指す。農業生産法人を設立した。今後、町と協力して、地産地消を起点に「さつまいも」の安定生産を行い、また「さつまいも」を原料に、特産品としての焼酎を製造する新規事業を確立したい。また、長崎県下の離島で酒造免許を持たないのは五島だけであり、これを機に特産焼酎の製造を目指す。	長崎県	有限会社シーランドファーム	新上五島町さつまいも生産および焼酎特産品化プロジェクト	地域経済の再生と発展の鍵となり、地域企業の体質強化や利益増大を目指す。有志が共同で農業分野への参画を図り、「焼酎原料としてのさつまいも生産」を核とする農業生産法人を設立し、地域ブランドとしてのさつまいも等、農産物生産と流通を行い、最終的に町内に焼酎工場の誘致・設立を推進し、地場産業の起業発展を目指す。新上五島町内では、耕作地の減少・荒廃化が進んでいる。これらを解消し農地の集積・有効利用をする。特産品作物の地産地消で、学校給食への利用により安全な食品で食育を実施する。農業の担い手確保のため就農者育成事業として農業体験等を行う。異業種法人・個人の新規農業参入を可能にすることで周年の安定雇用を確保する。町役場・地元NPOと協力し、イベントを企画開催しながら、体験型グリーンツーリズム等観光客をを誘致し、PRを進めながら事業の促進を図る。
1045	10451010	酒類製造免許の要件緩和	新上五島町の唯一の特産品である「さつまいも」を利用し焼酎の製造を行う。酒税法第10条第11号の規定を認めてもらっても離島であるために、全国的には、ほとんど影響がないと思われるので、酒類製造免許のない離島地域に限って新規参入を認めてもらい町内での焼酎の製造販売を行えるようにする。	焼酎の製造免許を受けることにより、「焼酎原料としてのさつまいも生産」を核として地域ブランドとしてのさつまいも等、農産物との流通を行い、町内に焼酎工場を設立し、地場産業の発展を目指す。新上五島町内では、耕作地の減少・荒廃化が進んでいる。これらを解消し農地の集積・有効利用をする。異業種法人・個人の新規農業参入を可能にすることで周年の安定雇用を確保する。	新上五島町では、特産品としての「さつまいも」が町内の農産物の第一位を占め、なおかつ他の農産物生産額が低い(他に代表的な農産物がない)また、これまでも「かんころ」等の生産実績がある。遊休農地の解消・雇用の増大、地域振興をめざしている。地産地消を起点に「さつまいも」の安定生産を行い、また「さつまいも」を原料に、特産品としての焼酎を製造する工場を設立する。	長崎県	有限会社クラークケント	地域振興農産物プロジェクト(焼酎づくり)	焼酎の製造免許を受けることにより、「焼酎原料としてのさつまいも生産」を核として地域ブランドとしてのさつまいも等、農産物との流通を行い、町内に焼酎工場を設立し、地場産業の発展を目指す。新上五島町内では、耕作地の減少・荒廃化が進んでいる。これらを解消し農地の集積・有効利用をする。異業種法人・個人の新規農業参入を可能にすることで周年の安定雇用を確保する。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1272	12721010	地域の特産物を利用した乙類焼酎の免許の付与に関してほしいもを材料として認可する緩和	特産物を原料とするその他の焼酎の原料に関して、米、麦、さつまいも、そばが無条件に特産物から除外されているが、明らかに特産物であると認知される場合には、その原料として認める。	ひたちなかJA管内で唯一の酒造会社である木内酒造合資会社(既にご清酒、ビール、発泡酒、ワイン、かすとり焼酎の免許取得済)で、特産品としてのほし芋を原料とした乙類焼酎の製造免許を取得し、ひたちなかJA管内のほし芋を原料にほし芋焼酎を製造し、域内の人々にそれを販売する。	現在の酒税法の解釈では、ほしいもを原料とした焼酎は、さつまいもを原料とした焼酎乙類と認定され、酒税法の規定により新規参入は、一切認められない。しかし平成10年12月の行革推進本部規制緩和委員会見解の第2章において、需給調整規制による参入規制は、弊害が多く、逆に衰退の道を歩む危惧があり、新規参入を促し産業全体として活性化を図る事が適切としている。この観点から、ほしいもを原料とした乙類焼酎の製造免許を取得し、ほしいも焼酎を製造し地域の農業の振興及び、地域の活性化、さらに廃棄物の有効利用を行いたい。	茨城県	ひたちなかJA、株式会社幸田商店、木内酒造合資会社	純ひたちなか産ほしいも焼酎生産プロジェクト	上述のエリアで年間約100トン発生するくずほしいもを、付加価値の高いほし芋焼酎に加工できれば、産業廃棄物の資源化や環境問題の観点から大きなプラスとなる。さらに、地域の生産物をその地域で加工・消費することで、地域の活性化にもつながる。しかし、現在の酒税法上の規定では、新規の焼酎乙類の製造免許は認められない。唯一認められる特産品焼酎は、その原料にさつまいも・米・麦・そばを除外している。そこで、当地区のほし芋の様に、全国生産量に占める生産シェアなどの数的根拠を前提に、明らかに特産品と認められる場合には、特産品焼酎の原料として認め、免許を付与するようにする事を提案する。
1047	10471010	焼酎の製造免許の要件緩和	新上五島町の唯一の特産品である「さつまいも」を利用し焼酎の製造を行う。酒税法及び酒類行政関係法令解釈通達の地域特産品の販売先が当該地域に限定されることとなっているが、個人を対象としたインターネットによる販売を認めてもらい地域経済の活性化をめざす。	地域経済の再生と発展の鍵となり、地域企業の体質強化や利益増大を目指し、「焼酎原料としてのさつまいも生産」を核として地域ブランドとしてのさつまいも等、農産物との流通を行い、町内に焼酎工場の誘致を推進し、地場産業の発展を目指す。新上五島町内では、耕作地の減少・荒廃化が進んでいる。これらを解消し農地の集積・有効利用をする。異業種法人・個人の新規農業参入を可能にすることで周年の安定雇用を確保する。	新上五島町では、特産品としての「さつまいも」が町内の農産物の第一位を占め、なおかつ他の農産物生産額が低い(他に代表的な農産物がない)また、これまでも「かんころ」等の生産実績がある。遊休農地の解消・雇用の増大、地域振興をめざしている。地産地消を起点に「さつまいも」の安定生産を行い、また「さつまいも」を原料に、特産品としての焼酎を製造する工場を誘致する。	長崎県	長崎県新上五島町	新上五島町地元産焼酎工場計画	地域経済の再生と発展の鍵となり、地域企業の体質強化や利益増大を目指し、「焼酎原料としてのさつまいも生産」を核として地域ブランドとしてのさつまいも等、農産物との流通を行い、町内に焼酎工場の誘致を推進し、地場産業の発展を目指す。新上五島町内では、耕作地の減少・荒廃化が進んでいる。これらを解消し農地の集積・有効利用をする。異業種法人・個人の新規農業参入を可能にすることで周年の安定雇用を確保する。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1107	11071010	山田錦の館における酒類販売の規制緩和	山田錦の館が所在する吉川町は「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」第3条に基づく緊急調整地域として指定されているため、山田錦の館では「観光地等酒類小売業免許」による販売と制約を受けているが、この制約を撤廃した「一般酒類小売業免許」及び「通信販売酒類小売業免許」が取得できるものとする。	兵庫県内で生産された山田錦を原材料とした全国の酒の大容量(一升瓶)販売やカタログ・インターネット等の通信販売を行うことにより、販路や販売量の拡大ができ、酒米・山田錦の需要拡大につながる。	山田錦の館は、「山田錦」に関する情報発信施設「山田錦ミュージアム」を有する全国唯一の施設であるが、施設の売り上げは農産物直売所が最も多く、続いて食材供給施設(レストラン)で、酒類の販売は、農産物の1/8程度にとどまっている。これは、酒類の販売が「観光地等酒類小売業免許」で「兵庫県内で生産された山田錦を原材料(50%以上)」として兵庫県内の酒造会社が生産した酒(1000ml未満)の店頭販売のみ」と制約を受け現在の取扱品目が50種類(十数社)程度にとどまっているためであると考えられる。県内産山田錦は、全国約100社へ出荷され、種々の銘柄酒として販売されているため、販売が自由化されれば幅広い商品の取扱いが可能となり販売拡大、山田錦の需要拡大にもつながることになる。また、カタログやインターネット等の通信販売が可能になれば、販路の拡大と併せ山田錦に関する情報発信も行うことができ、山田錦の館の機能向上につながることとなる。なお、山田錦の館への来場者は、町内の住民もさることながら阪神間を含む他市町から、隣接する吉川温泉「よかたん」と一体となった来客が多く、地域内の酒小売店を圧迫することは少ない。	兵庫県	兵庫県吉川町	酒米の王者・山田錦の郷いきいき構想	酒米・山田錦のふるさと、兵庫県吉川町。そこに、日本唯一の酒米ミュージアムを備えた山田錦の館がある。山田錦の生産振興をになうため、山田錦に関する展示に加えて、日本酒の試飲や販売も行っている。しかしながら、販売できる酒が限られており、これを撤廃し山田錦からできた全国の日本酒を扱い、名実共に山田錦に出会える館としたい。また、全国に渡る山田錦の醍醐味を体感すべく、当館内での試飲についての課税の免除を提案。さらに、吉川に暮らす山田錦の生産者自らが製造する濁酒を、館で味わえれば、清酒とは異なる山田錦の育った地域の体感を体験できる。つまり、山田錦がお酒となってふるさとに里帰りした山田錦の館でみんなで乾杯。
1107	11071020	特定農家での濁酒製造と山田錦の館での濁酒試飲・販売	既に構造改革特別区域法で酒税の特例として認められている特定農業者による濁酒製造の要件を拡大し、吉川町内農業者が製造する濁酒を山田錦の館において試飲・販売できるものとする。	吉川町内の農業者が町内産山田錦を使って造った濁酒を、山田錦の館において試飲・販売することにより、山田錦の酒の商品の種類が増加し、山田錦の需要拡大につながる。	吉川町内の農業者が町内産山田錦を使って造ることは地域農業の活性化や山田錦の生産拡大につながるのと同時に、山田錦の館において試飲・販売することは山田錦の館の商品の種類が増加し酒販売拡大や機能向上が図れ、製造・販売が連携一体化した地域農業の活性化につながる。	兵庫県	兵庫県吉川町	酒米の王者・山田錦の郷いきいき構想	酒米・山田錦のふるさと、兵庫県吉川町。そこに、日本唯一の酒米ミュージアムを備えた山田錦の館がある。山田錦の生産振興をになうため、山田錦に関する展示に加えて、日本酒の試飲や販売も行っている。しかしながら、販売できる酒が限られており、これを撤廃し山田錦からできた全国の日本酒を扱い、名実共に山田錦に出会える館としたい。また、全国に渡る山田錦の醍醐味を体感すべく、当館内での試飲についての課税の免除を提案。さらに、吉川に暮らす山田錦の生産者自らが製造する濁酒を、館で味わえれば、清酒とは異なる山田錦の育った地域の体感を体験できる。つまり、山田錦がお酒となってふるさとに里帰りした山田錦の館でみんなで乾杯。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1173	11731010	酒類販売業免許取得条件の緩和	地方公共団体が酒類販売業免許取得により、アンテナショップ等での地場産品の周知、販売	本市は都市圏との交流を目的に「ひた生活領事館イン福岡」を福岡市に設置し、情報発信、アンテナショップとして活用し、ここで販売している本市産品である野菜等は周辺住民からは新鮮・安全なものとして喜ばれている。今後は、本市のきれいで豊富な水で製造されている酒類を展示販売し、地場産品の販路拡大を行なっていきたい。	地方公共団体は人格のない社団等として、酒税法に定める酒類販売業免許の取得ができない。同免許は近年規制緩和が進んでいるものの、申請者要件までの規制緩和は行われていない。	大分県	大分県日田市	地場産品販路拡大による都市との交流推進	本市は都市圏との交流を目的に九州最大都市 福岡市に情報発信基地並びにアンテナショップを設置している。現在、ここで本市からの産地直送野菜などを販売し、周辺住民からは新鮮・安全なものとして喜ばれている。今後は、本市のきれいで豊富な水で製造されている酒類を展示販売し、地場産品の販路拡大を行なっていきたいが、酒税法により地方公共団体は酒類販売業免許の取得ができない。このため、規制緩和により、免許を取得し、水源の森で生まれた酒類をこの水の恩恵を受ける都市住民に周知・提供し、今後も都市との交流を推進していきたい。
1252	12521010	新潟の酒を規制すること無く自由に通信販売できる特区	新潟県に所在する酒小売店が、全国へ向けて通信販売を行うにあたり、新潟県の地酒に限り1000キロリットル等の制限を設けることなく自由に通信販売を行える制度。制度の許可は新潟県下の所轄税務署が行い、許可を受けた酒小売店が対象。	[通信販売酒類小売業免許制度]免許の要件は、“1”前会計年度の酒類の酒類ごと(または品目ごと)の課税移出数量が、すべて7000KL未満(現行1000KL)である酒類製造業者が製造・販売する酒類“2”前会計年度における課税移出数量が100KL未満(焼酎乙類は200KL未満)の銘柄とする現行規定は廃止する。 免許の条件は、“1”販売できる酒類の範囲について制限している(免許要件を参照のこと) “2”販売方法について通信手段による販売の申し込みを受ける場合に限定している“3”酒類の購入申込者が未成年者でないことを確実に確認できる場合に限定する。[現行の規制緩和の内容]	酒類の通信販売を行うにあたり、地酒の販売において、販売できる酒類の制限があるが、通信販売を行い消費者に販売できる酒類は7000kl以下の地酒に人気が集まっており、その容量を製造する酒類が全国どこでも買える酒類ではない。自由競争の原則からある程度の規制があるにせよ、規制緩和は10000KL以下の酒類が自由に通信販売が出来るようにすることこそ、健全な経済活動の発展が行われます。現行の制度では7000KL以下の酒蔵の商品が欲しいという消費者がいても、実際には目立たないので全国的に購入する場所が無いという状態です。その問題を解決することが地酒の通信販売の大幅な規制緩和であります。	新潟県	株式会社日本フードリンク、新潟ニュービジネス協議会、日本ニュービジネス協議会連合会	新潟の酒を規制すること無く自由に通信販売できる特区構想	新潟県に所在する酒小売店が、全国へ向けて通信販売を行うにあたり、新潟県の地酒に限り1000キロリットル等の制限を設けることなく自由に通信販売を行える制度。制度の許可は新潟県下の所轄税務署が行い、許可を受けた酒小売店が対象。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
5053	5053A081	通信販売酒類小売業免許において取扱い可能な酒類の制限の撤廃	通信販売酒類小売業免許における、取扱い可能な酒類の制限を撤廃すべきである。		『「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各都府庁からの再回答について、(平成17年1月19日 内閣府 規制改革・民間開放推進室)において国税庁は、「通信販売酒類小売業免許については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行状況等も踏まえ、幅広い観点から検討する」と回答しているが、緊急措置法は本年8月に失効することから、早期に検討を開始すべきである。電子商取引の普及によりインターネットを活用した通信販売が伸長している中、上記制限を撤廃することで消費者のニーズに対応することができ、酒類販売業者の販売機会の拡大につながる。	東京都	(社)日本経済団体連合会	なし	
1297	12971010	共同住宅敷地内における多機能ベンダーにおけるアルコール類の販売	共同住宅修繕積立金を管理運用する有限責任事業組合による「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、多機能自動販売機でのアルコール類の新規販売を許可する	共同住宅管理組合が保有しその管理運用に窮している修繕積立金を預託によって管理運用する有限責任事業組合(LLP)を設立し、自販機関連事業体の発行する「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって安全かつ確実に運用する。このために、当該有限責任事業組合(LLP)が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、共同住宅敷地内における多機能自販機(ベンダー)でアルコール飲料類、タバコ、生活必需品(洗剤、加工食品、塩・砂糖、米等)及び医薬品の販売ができるよう規制改革を行う。これにより、当該有限責任事業組合(LLP)が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって、共同住宅管理組合が保有する修繕積立金を受取予定金利5%で運用するとともに、当該事業債に対する課税によって自治体等の財政に寄与し、修繕積立金資金(全国規模推定60兆円)の流動化を図り、わが国経済の活性化に寄与する。詳細添付資料参照。	有限責任事業組合(LLP)が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」並びに当該事業に係る事業債の発行を円滑に推進するためには、多機能ベンダーで扱う主要商品にビールが必要となるため。また、組合に参加する共同住宅の敷地に匹敵する多数の多機能ベンダーに関する新規許可を当該有限責任事業組合(LLP)を対象に神奈川県内一括で行うことが必要であるため	神奈川県	個人	共同住宅修繕積立金を管理運用する有限責任事業組合による「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」の構想	共同住宅管理組合が保有する修繕積立金を預託によって管理運用する有限責任事業組合(LLP)を設立し、「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって安全かつ確実に運用する。このために、当該事業組合が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、多機能自販機でアルコール飲料類、タバコ、生活必需品及び医薬品の販売ができるよう規制改革を行う。これにより、修繕積立金を受取予定金利5%で運用するとともに、当該事業債に対する課税によって自治体等の財政に寄与し、修繕積立金資金の流動化を図り、わが国経済の活性化に寄与する。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1293	12931010	免税手続き場所と現品引渡し場所との分離の容認(免税手続きの一括処理の可能化)	商店街において、免税手続きブースを共有しようとする事業者の全てが「輸出物品販売場の許可等に関する通達8-2-1」の条件を満たしている場合にあって、ブースの場所が各店舗と十分に連携の取れる場所であり、かつ、同ブースが免税手続き・事務管理及び各店舗への確実な引継ぎができる人員配置及び物的施設を有している場合には、免税手続きを専門に行う当該ブースを各販売場とは別に設け、一括的に処理できるようにする。 なお、この場合、納税義務者が各店舗(販売場)であることに変わりなし。	心齋橋商店街において、外国人(特に中国等アジアの人)観光客を一層誘客し、外国人観光客が安心してショッピングが楽しめるよう「通訳機能付き免税商店街」を形成するといった内容ははじめとした「大阪おいでやすプロジェクト」を推進する。 本規制緩和により、販売事業者と専門スタッフの2重のチェック機能による納税手続きの適正化、免税手続きの専門スタッフへの集約化による手続き効率化・正確性アップの実現、及び外国人観光客による購入動向(売上げ動向)の捕捉可能化を図ることができる。	現状では、輸出品販売場にかかる許可は、通達の要件を満たす実際に販売場を経営する事業者が受け、購入者が購入の際に、事業者から免税の手続きを受ける必要がある。つまり、現品引渡しと同一場所で事業者自身が免税手続きを行う必要がある。 このため、商店街では言語も含め対応に不慣れな事業者も多く、観光客にとっても個々の店舗で手続が必要のため、トータルの時間がかかる。そこで、おいでやすプロジェクトの推進のためには、各店舗が免税手続きまで全てを担うのではなく、きっちりとした事務管理・納税管理の体制のもと、売買・現品引渡しとは分離し免税手続きのみを集約し専門的に実施するブースを設けることが必要。	大阪府	大阪府	大阪おいでやすプロジェクト	商店街を中心とした大阪の観光魅力を高め、東アジアなど外国人観光客の誘客により、消費が地域で循環する仕組みを構築するため、以下の4つの事業を行う。 ・地域資源の掘り起こしとコンテンツづくり(商店街の店舗情報を整理し、その魅力をガイドブック等を通じて発信する。) ・商店街等の受入基盤整備(「通訳機能付き免税商店街」の形成) ・商店街等への東アジア観光客誘致(海外プロモーションとモニターツアーの造成。) ・人材の育成(通訳機能・ツアーを支える人材の育成。) このうち、の「通訳機能付き免税商店街」の形成にあたって、商店街の一角に「免税サービスコーナー」を設置し、個々の輸出品販売所で行う免税手続きをここで一括処理することができるようにする(免税手続きの場所と現品引渡し場所との分離の容認)ため、消費税法施行令第18条第2項及び関連通達の規制緩和を行う。
1090	10901040	国際海上コンテナの国内利用に係る規制緩和	現状では、国際海上コンテナの空コンテナが国内輸送で有効活用されていないため、手続を簡素化するよう規制を緩和する。	国際海上コンテナの空コンテナを輸送する運送事業者と、荷主をマッチングさせるためのモデル施策を実施する。	国際海上コンテナの空コンテナを国内輸送で有効活用することで、物流の効率化、CO2削減を図る。	茨城県、栃木県、群馬県	茨城県、栃木県、群馬県	広域連携物流特区	・港湾と高速道路を中心とした競争力の高い物流拠点や物流ネットワークの整備を進めるとともに、物流に係る規制緩和や手続の簡素化を進めることで、北関東地域全体の物流の活性化・効率化を図る。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1260	12601010	総合保税地域における総合的保税機能の活用の特例	総合保税地域の許可は、蔵置、加工、展示の3つの保税機能の総合的な活用を条件(輸入の円滑化その他の貿易の振興に特に資するものとして税関長が認めた場合は2つでも可)としているが、現状では加工や展示の機能が需要が著しく低下していることから、総合的な保税機能の活用は困難になっている。そこで、3機能の内1つの機能の活用だけでも、ふ頭という独立性のあるエリアで既存の複数の保税地域が、一団の土地として一つの被許可者により総合的に管理運営される場合に限り、総合保税地域制度が活用できるような規制緩和をする。	対象としている飛島ふ頭には複数のコンテナターミナルと物流施設が集積しているが、旺盛な貨物需要により貨物がコンテナターミナルから溢れ背後の物流施設に恒常的に構持されており、貨物移動に際しては保税運送承認が必要である。(包括の承認を受けていてもその都度NACCSによる処理が必要である)。そこで、飛島ふ頭内のコンテナターミナル及び背後物流施設をコンテナを扱う関連施設として一団の土地とし、一つの被許可者(名古屋港管理組合で調整)により管理運営される総合保税地域とし、税関手続きの簡素化、リードタイムの短縮や手狭なスペースの有効活用により物流の効率化を図る。また、総合保税地域の導入で物流の効率化・高度化の環境整備を図ることにより、企業の新たな事業展開が期待でき、積極的な企業誘致活動に利用していく。さらに、将来的には総合保税地域の保税加工機能の活用等により、臨海部において貨物の高付加価値化を実現する場を形成する。	既存の総合保税地域は全国5箇所だが、現状では保税蔵置機能の活用が中心であり、保税加工機能を利用している。従来は保税工場が単独で機能しているものと考えられ、各機能を総合的に活用しているとは言い難いと思われる。特に、保税展示場は全国で2件の事例しかなく、博物館や博覧会の展示などの特殊な事情に限られている。また、保税加工については、WTO等、自由貿易が促進される中で関税率自体が低下し、関税品目も絞られる傾向で、保税工場の件数も著しく減少している(昭和63年を100とした場合、平成16年は37.5)。このような中、これまで通り、複数の保税機能の活用を総合保税地域の許可要件とする制度の活用が進まない。そこで、総合保税地域に「既存の複数の保税地域の総合的管理運営」という3機能以外の視点を加え、制度の活性化を図る。これにより、総合保税地域によるコンテナターミナルと背後物流施設との一体化がなされれば、既存の複数の保税地域が総合的に活用され、物流の効率化に資する。	愛知県	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区計画	名古屋港は、海上輸送と陸上輸送の結節点として、中部地域の発展に大きく寄与している。名古屋港産業ハブ特区計画は、「名古屋港の戦略的な活用による中部地域ものづくり産業の持続的な発展」を目標として、「名古屋港全域における物流機能の高度化」、「ロジスティクスハブの形成」、「基盤産業ハブの形成」の3つの事業展開を推進している。こうした中、「総合保税地域における保税機能の総合的活用要件の特例」によって、埠頭内でのコンテナ貨物の円滑な移送を実現し、リードタイム短縮・コスト削減等の物流の更なる効率化を目指す。さらに将来的には、ロジスティクス機能と加工機能が一体化したグローバル生産拠点の形成を目指す。
1315	13151010	国境の離島における「開港」要件の緩和等(「国境離島型開港」)	国境交流特区としての開港(「国境離島型開港(仮称)」)の実現のため、「開港条件」となっている諸要件緩和等の特例又は地域の実情をふまえた基準適用など、国境の離島における国際交流の基礎的条件整備に資する支援措置を求める。 主要課題: ・近接する姉妹都市花蓮市との地域間交流を通じた離島苦の解消、地域活性化等を目的とする「国境離島型開港」としての小規模港の開港(対象施設:祖納港) ・与那国の実情に適合した実現可能性のある「開港」目標の設定 現行の開港条件は、港湾施設の整備規模とともに貿易に関わる量的基準(貨物取扱量など)が充足要件とされているが、「国境離島型開港」は国境離島の産業や観光の振興、生活基盤の確保を図るための基礎条件の整備であり、地域の実情に見合った要件緩和など適切な特例措置が必要である。 要件緩和の検討案: 外航船の入船数50隻以上を20隻以上とする、貨物量15万トン以上を6万トン以上とする、港湾施設5,000トン級(水深7.5m)/2バース以上を2,000トン級(水深5.5m)/1バース以上とする。	当該港湾施設の祖納港(普通港湾・県管理)では、目下2,000トン級バース(水深5.5m)の整備および防波堤工事が進行中で、平成17年度中に完成予定である。これとともに「国境離島型開港」に向けた各種の取組みを進める。特に来年2006年には、花蓮市との姉妹都市締結が25年を迎えることから、相互親善訪問や船舶による直接航行(往来等を前提に記念事業および関係事業を予定)する予定である。貨物船ならびに旅客船の往来にあたっては、当面、不開港への寄港等に関する日本船舶の特権を定め(船舶法第3条)、外国貿易船等の不開港への出入りに関する税関長の許可等を定めている「開港法第20条」等の現行法制度をふまえながら、花蓮港との直接交流を中心に「国境離島型開港」への取組み・事業を進めていくものである。しかし、現行の開港条件の規定を前提とする以上、島民の悲願である「与那国開港」の実現は困難である。このままでは半永久的に実現できないとの見解すらある。また、「姉妹都市友好親善交流訪問団」(団長:与那国町長)による花蓮市訪問(平成14年)においても、同市長から「開港」ならびに「直航便航行」の早期実現を要請され、実現化への取組みを確認した経緯がある。このような状況と課題をふまえ、島の再生と自立的発展に新たな活路を拓く「国境交流」の基礎条件の整備として「開港」に向けた各種の取組みを進めるものであるが、「開港条件」のハードルを下げることで、与那国の実情に適合した実現可能性のある目標設定が可能となり、かかる目標実現に向けた島一丸の取組みを進めることができる。	旧大蔵省内規によると、現行の開港条件は、外航船の入船数、取扱貨物量、港湾施設の整備状況、必要官公署の設置が主要充足要件となっている。与那国島においては、将来目標として中継貿易拠点の形成を目指しているが、現段階では、まず姉妹都市関係にある花蓮市(花蓮港)との直接往来・交流を中心に日本最西端の立地を活かした国境交流の多角的推進を図る方針である。その際、「花蓮市との国境交流においては、島内生活物資等の調達や地元産品等の輸出とともに、観光客等の旅客受入れや相互往来を中心とする人的交流を主要目的とすること。当該港湾施設である祖納港の整備状況は、本土復帰後30数年にわたる港湾整備を終った現時点でも2,000トン級(水深5.5m)1バース規模であること(平成17年度完成予定)。現在の島の人口・経済規模などから現時点での取扱貨物量等には量的限界があること。C.I.Q.のうち与那国町に常駐機関のない必要官公署の設置については、当面は出張方式等によって適宜対応すること等の諸条件に鑑み、上記特例事項を求めるとした。国境地域に位置する最西端の有人離島としての特殊性、また、旅客等の人的交流を主要目的とする国境交流の条件整備、恒常的な人口減少等に直面する島の自立的発展への基盤づくり、国境地域間の友好親善、国際観光立国への貢献等の意義、必要性に鑑み、与那国固有の諸条件を考慮した開港条件の要件緩和等の特例あるいは代替的な支援措置を強く要望したい。	沖縄県	沖縄県と那国町、合資会社福祉山海運	与那国「国境交流特区」構想	日本最西端の国境の離島・与那国島では、様々な離島苦・孤島苦とともに恒常的な人口減が続く。現在の定住者は1,718名、最盛期の7分の1まで減少した。本「国境交流特区」構想は、姉妹都市花蓮市との地域間交流を軸に、人口流出に歯止めをかけるための島の活性化、国境の国土を守る島民の生活、定住条件等の向上、次代を担う国際的人材の育成、国境離島における安心・安全と豊かな暮らしの実現、国境地域間の友好親善等を目的し、以下の特例事項等を要望するものである。「国境離島型開港(開港要件の緩和等)」、「花蓮港との直接航行(短国際航海/60海里航行許可の緩和等)」、「査証免除(台湾地区外国人旅行者の来島時の査証免除)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1156	11561010	過疎地域の子育て支援事業に対する国有財産の譲与に関する規制緩和	過疎地域において、国の業務統廃合に伴い遊休施設となった国有財産(普通財産)の処分を、少子化社会対策基本法(平成15年7月30日法律第133号)次世代育成支援対策推進法(平成15年7月16日法律第120号)に基づく少子化対策・子育て支援に資する事業使途に限って、地方自治体へ無償譲与する。	子育て相談や支援、一時預かり、母子保健などの機能・体制を備えた施設に読書や文化芸術など余暇活動のための機能を併合し、子供から老人まで全ての世代が自由に交流できるサロン施設を自治体が設置する。この施設を子育て家庭や住民主体のNPO組織が管理運営し、子育てプログラムの実践や様々な交流活動を広げる中で、現代社会に求められている行政や地域社会が一体となった子育て支援体制を充実する。本事業により少子化社会対策基本法に謳う「保育サービス等の充実(11条)・地域社会における子育て支援体制の整備(12条)・母子保健医療体制の充実等(13条)・ゆとりのある教育の推進等(14条)」。次世代育成支援対策推進法がめざす、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、ならびに職業生活と家庭生活との両立の推進(第八条)を実現する。	少子化の進展が21世紀の地域社会に深刻かつ多大な影響をもたらすことから、住民が子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子供を安心して生み育てることができる社会環境づくりが不可欠である。にもかかわらず、過疎地域においては具体的な事業を実現する施設の確保や整備の財源調達が相当に困難である。したがって、少子化社会対策基本法第八条(法制上の措置等)ならびに次世代育成支援対策推進法第四条(国及び地方公共団体の責務)の規定に則り、国の業務統廃合で遊休施設となった法務局跡地を譲り受けて積極的な事業展開を図ることを切望するものである。については国有財産の管理・処分規定に、少子化対策・子育て支援による公共の利益増進に資する条項がなく、構造改革特区の規制緩和を受けてこれを実現したい。	宮崎県	高千穂町	高千穂町子育て支援特区	出生率の低下が続き、子供を安心して産み育てることのできる社会環境づくりは、重要かつ緊急な政策テーマとなっている。本町では、継続的人口維持の目標とされる2.1以上の合計特殊出生率の実現を目標に、行政とNPO・子育て家族できる協働環境の充実を図り、子供の誕生によって生じる様々な制約を削減しながら、継続可能な社会づくりをめざす。事業目標実現に向け、業務統廃合に伴い遊休施設となっている国有財産(普通財産)の管理・処分に、少子化対策・子育て支援に必要な規制緩和を受け、施設の無償譲与と有効活用による少子化対策・子育て環境を実現し、公共の利益増進を図る。
1165	11651010	さいたま新都心合同庁舎使用要件の緩和	さいたま新都心になる国合同庁舎等の映像撮影等にかかる使用要件について、一定の要件を満たしている場合には、使用の許可を弾力的に認める。	埼玉県では、映像関連産業の集積・郷土意識の醸成・観光振興を進めるため、相談窓口(以下「彩の国ロケーションサービス」という。)を開設し、映画・テレビ等の制作の支援を行っている。彩の国ロケーションサービスでは撮影場所の相談等を受け付け、積極的にロケ隊の誘致を進めている。県内での映像制作者側の関心の高い場所として、国・県・さいたま市・民間事業者などの様々な都市型施設が集積し、新時代の様々な価値を育む創造的な都市空間といえる。さいたま新都心があげられる。しかしながら、国施設である合同庁舎1号館、2号館及び月のひろばについては、土・日曜祝祭日においてもなお、その使用が厳格に制限されている状況である。そこで、撮影希望の多い、このさいたま新都心での撮影を実現するため、埼玉県が窓口になり支援している映画・テレビ等の撮影については、国施設等(執務室を除く)の使用許可に当たって、弾力的な対応をしていただきたい。	映画やテレビ等のロケーション場所として、さいたま新都心合同庁舎を積極的に活用させてもらい、さいたま新都心のにぎわいづくりを進めるとともに、映像等を通じてその魅力を発信していきたいため	埼玉県	埼玉県	さいたま新都心にぎわい創出化構想	埼玉県では、映像関連産業の集積・観光振興等を進めるため、県が相談窓口(以下「彩の国ロケーションサービス」という。)を開設し、映画・テレビ等の制作の支援を行っている。県内での映像制作者側の関心の高い場所として、さいたま新都心があげられるが、国施設である合同庁舎1号館、2号館及び月のひろばについては、土・日曜祝祭日においてもなお、その使用が厳格に制限されている。そこで、さいたま新都心での撮影を実現し、県内映像関連産業の活性化とさいたま新都心の更なる活性化を図るため、県が窓口になり支援している映画・テレビ等の撮影について、国施設等(執務室を除く)の使用許可の弾力的な対応をお願いするものである。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1297	12971020	共同住宅敷地内における多機能ベンダーにおけるタバコの販売	共同住宅修繕積立金を管理運用する有限責任事業組合による「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、多機能自動販売機でのタバコの新規販売を許可する	共同住宅管理組合が保有しその管理運用に窮している修繕積立金を預託によって管理運用する有限責任事業組合(LLP)を設立し、自販機関連事業体の発行する「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって安全かつ確実に運用する。このために、当該有限責任事業組合(LLP)が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、共同住宅敷地内における多機能自販機(ベンダー)でアルコール飲料類、タバコ、生活必需品(洗剤、加工食品、塩・砂糖、米等)及び医薬品の販売ができるよう規制改革を行う。これにより、当該有限責任事業組合(LLP)が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって、共同住宅管理組合が保有する修繕積立金を受取予定金利5%で運用するとともに、当該事業債に対する課税によって自治体等の財政に寄与し、修繕積立金資金(全国規模推定60兆円)の流動化を図り、わが国経済の活性化に寄与する。詳細添付資料参照。	有限責任事業組合(LLP)が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」並びに当該事業に係る事業債の発行を円滑に推進するためには、組合に参加する共同住宅の数に匹敵する多数の多機能ベンダーに関する新規許可を当該有限責任事業組合(LLP)を対象に神奈川県内一括で行なうことが必要であるため	神奈川県	個人	共同住宅修繕積立金を管理運用する有限責任事業組合による「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」構想	共同住宅管理組合が保有する修繕積立金を預託によって管理運用する有限責任事業組合(LLP)を設立し、「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって安全かつ確実に運用する。このために、当該事業組合が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、多機能自販機でアルコール飲料類、タバコ、生活必需品及び医薬品の販売ができるよう規制改革を行う。これにより、修繕積立金を受取予定金利5%で運用するとともに、当該事業債に対する課税によって自治体等の財政に寄与し、修繕積立金資金の流動化を図り、わが国経済の活性化に寄与する。